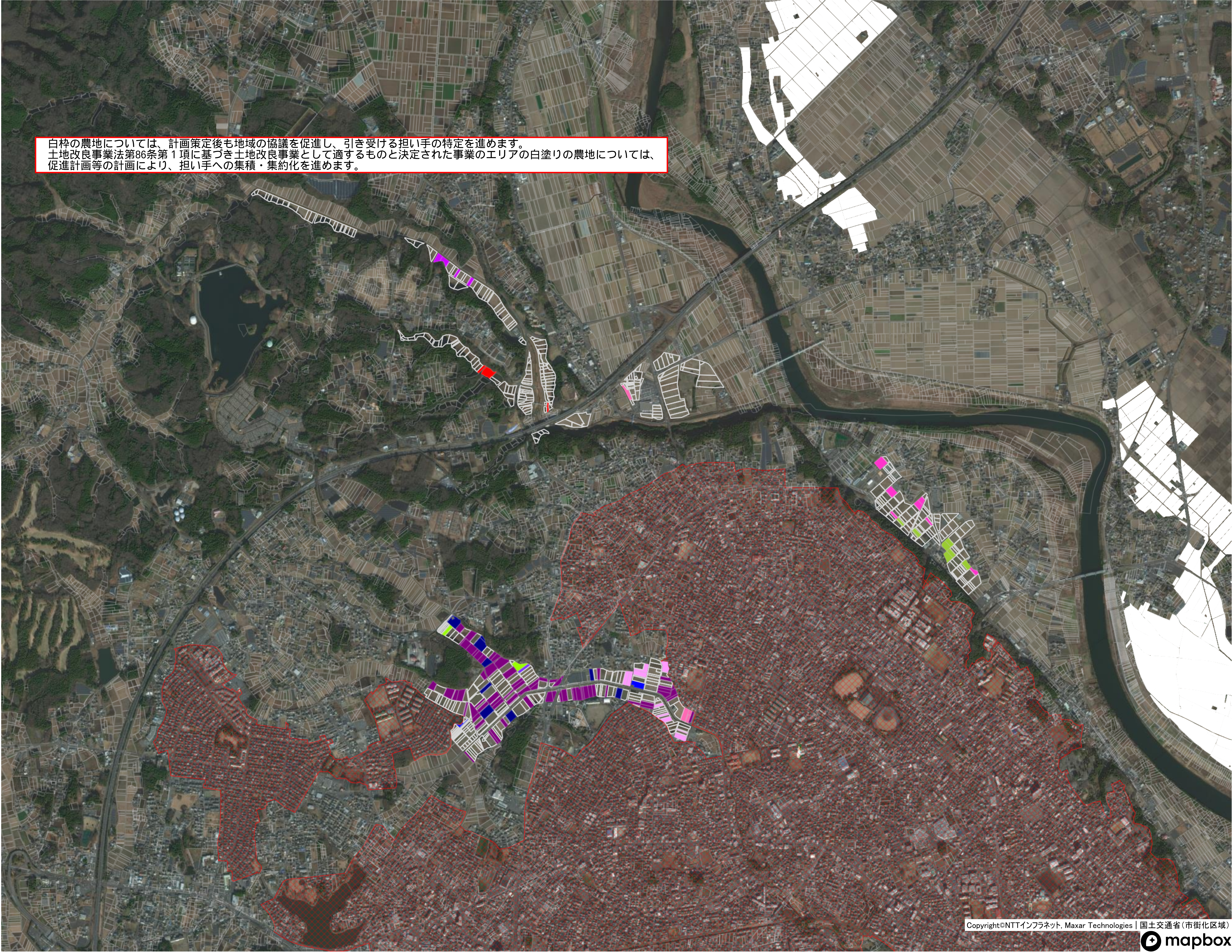




白枠の農地については、計画策定後も地域の協議を促進し、引き受ける担い手の特定を進めます。
土地改良事業法第86条第1項に基づき土地改良事業として適するものと決定された事業のエリアの白塗りの農地については、
促進計画等の計画により、担い手への集積・集約化を進めます。

目標地図(確定)

